

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

令和4年6月17日現在

世帯や個人の皆様

給付

すべての方へ	第3弾小売店舗等復興応援券	2月1日に住民基本台帳に登録されている市民の方へ 1人当たり 3,000 円の応援券 (500円×6枚) 使用は10月31日まで	小城市商工観光課 ☎ 37-6129
休業期間中、賃金(休業手当)が支払われない方へ	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	中小企業で働く従業員に対して日額最大 11,000 円を支給 大企業で働く一部従業員も対象に 対象は6月30日の休業まで	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎ 0120-221-276 (平日 8:30~20:00) (休日 8:30~17:15)
休業による収入減で住居を失うおそれのある方へ	住居確保給付金	原則 3か月 、最長 9か月 家賃相当額を支援 ※令和2年度に新規申請した方に限り 最長 12か月 まで延長可能	小城市生活自立支援センター (小城市社会福祉協議会内) ☎ 73-2700
収入減で生活が厳しい方へ ※緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯の方へ	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	総合支援資金の再貸付を終了した世帯等へ 単身世帯 6万円 、2人世帯 8万円 、 3人以上世帯 10万円 を 3ヶ月 間支給 ※初回支給3か月、再支給3か月 申請は8月31日まで	小城市社会福祉課 ☎ 37-6107
生活が厳しい住民税非課税世帯の方などへ	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	住民税非課税世帯等へ 1世帯当たり 10万円 を給付 申請は9月30日まで	小城市社会福祉課 ☎ 37-6107
子育て世帯の方へ	子育て世帯生活支援特別給付金	児童扶養手当受給者等、またそれ以外の他住民税非課税の子育て世帯へ 子ども1人当たり 5万円 を支給 申請は令和5年2月28日まで	小城市社会福祉課 ☎ 37-6107
収入減により学業継続が困難な学生の方などへ	学生等の学びを継続するための緊急給付金	経済的に家庭から自立しており、アルバイト収入等が大きく減少した学生へ 一人あたり 10万円 を給付	各大学等の学生課等の窓口

世帯や個人の皆様

貸付

収入減で
生活が厳しい方へ

緊急小口資金・
総合支援資金

緊急小口資金(特例) **20万円**以内
総合支援資金(生活支援費)
単身世帯 **15万円**以内
2人以上世帯 **20万円**以内
特例貸付の申請は **8月31日**まで

小城市社会福祉協議会
☎ 73-2700

猶予・
減免

収入減で保険税、保険
料の納付が厳しい方へ

国民健康保険税
などの減免

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、
国民年金保険料、介護保険料を減免

国民健康保険、後期高齢者医療、
国民年金は
小城市国保年金課 ☎ 37-6101
介護保険は
佐賀中部広域連合 ☎ 40-1135

生活が厳しく
税金、公共料金が
払えない方へ

公共料金の支払猶予

電気・ガス・電話料金、NHK 受信料等
の各種公共料金の支払を猶予

九州電力佐賀営業所 ☎0120-986-303
NTT 西日本 ☎ 0800-333-5550
NHK 佐賀放送局 ☎ 28-5040
その他は各種窓口へ

相談

望まない孤独や
孤立などの悩み
のある方へ

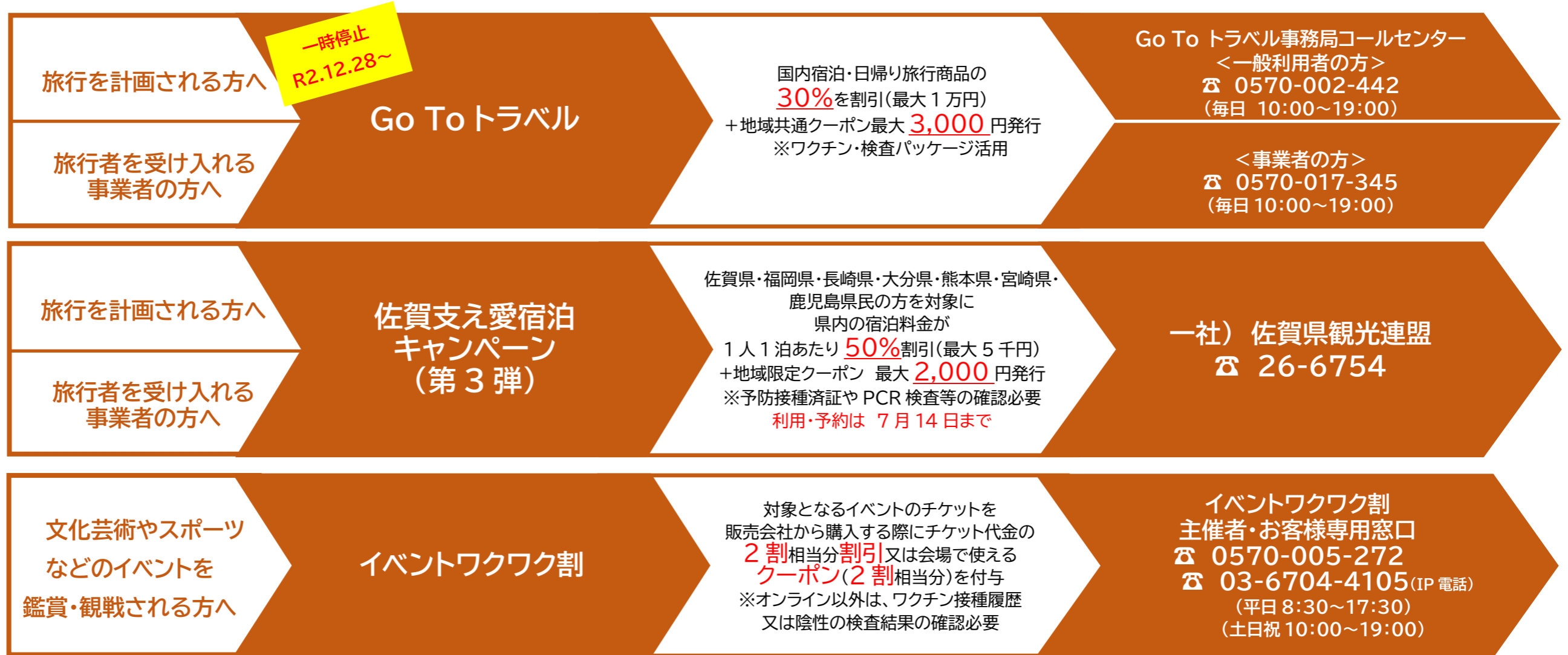
孤独・孤立等に
関する支援窓口

誰にも頼れず、ひとりで悩みごとをかかえ
ている方へ、相談窓口を設置

内閣官房 孤独・孤立対策担当室
「あなたはひとりじゃない」HP
佐賀県精神保健福祉センター
☎ 73-5556

事業者等の皆様

給付	新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少した事業者の方へ	事業復活支援金(国) 佐賀型チャレンジ事業者事業復活支援金(県)	売上が50%以上減少した事業者へ 最大 法人 250万円 、個人 50万円 支給 売上が30~50%未満減少した事業者へ 最大 法人 150万円 、個人 30万円 支給 国申請は6月17日まで 県申請は6月30日まで	事業復活支援金相談窓口 ☎0120-789-140(毎日) 佐賀県産業政策課 ☎25-7182(平日)
	休校に伴い就業調整した事業者の方へ	小学校休業等対応助成金・支援金	一定の要件を満たす場合 休暇中の賃金相当額× 10/10 を助成 (日額最大 15,000円) 委託を受けて個人で仕事をする保護者の場合 7,500(定額) を助成 対象は6月30日の休業まで 申請は8月31日まで	小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター 0120-603-999 (毎日9:00~21:00)
助成・補助	雇用を維持できない事業者の方へ	雇用調整助成金	一定の要件を満たす場合 休業手当等の最大 10割 を助成 (日額最大 15,000円) 対象は6月30日までの休業まで 申請は8月31日まで	コールセンター ☎ 0120-603-999 (毎日9:00~21:00) 佐賀労働局 ☎ 32-7173 ハローワーク佐賀 ☎ 41-9303
	コロナ以前と比べ売上が10%以上減少している事業者の方へ	事業再構築補助金	新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編など事業再構築に取り組む中小企業等へ 最大 8,000万円 補助 補助率最大 2/3 申請は6月30日まで	事業再構築補助金事務局コールセンター ☎ 0570-012-088 (平日・土 9:00~18:00)
	高機能な換気設備を導入して感染リスクを抑えたい事業者の方へ	高機能換気設備等の導入支援事業	高機能換気設備及び同時に導入する空調設備の導入費用に対して 2/3 補助 ※施設のCO2排出量の削減が必要 申請は6月24日まで	一社)静岡県環境資源協会 ☒center@siz-kankyoku.or.jp ☎054-266-4161も可
貸付	売上減で資金繰りが厳しい事業者の方へ	実質無利子・無担保融資	3年間実質無利子 最長5年間元本据置 公庫(国民) 最大 6千万円 公庫(中小)・商工中金 最大 3億円 日本公庫・商工中金の申請は9月30日まで	日本公庫 ☎0120-154-505 (平日9:00~17:00) 商工中金 ☎0120-542-711 (平日9:00~17:00)
	売上減で今後の影響があると見込まれる事業者の方へ	セーフティネット貸付	最長3年間元本据置 融資限度額 中小企業 7.2億円 国民生活 4,800万円	お取引のある金融機関又はお近くの商工会議所、商工会



一時停止
R2.12.28~

- 令和4年6月17日現在で確定している支援事業のうち、対象者が多い支援事業、または申請の必要がある事業の一部を掲載しております。この他にも支援事業がありますのでお問い合わせください。また、事業内容が変更になる可能性もありますのでご注意ください。
- 支給要件がある事業もありますので、事前に各窓口までご確認ください。
- どこに相談してよいかわからない方は、小城市新型コロナウイルス感染症対策課でも相談を受け付けております。☎ 37-6156